

第10回福井県障がい者スポーツ大会 陸上競技実施要領

1 競技規則

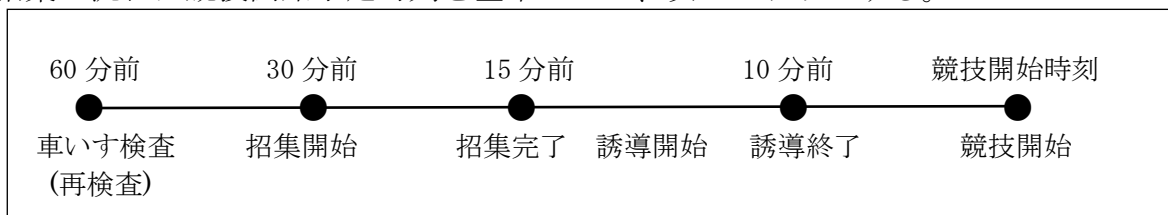
令和2年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則(公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定)によるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 ウォームアップ

大会当日のウォームアップは、補助競技場で安全に留意し、競技役員の指示に従って行うものとする。特に、トラックの横断は決められた通路を使い、練習の妨害にならないよう、安全には十分留意する。

3 招集

- (1) 招集は、陸上競技場入場ゲート外の選手招集場所において行う。
- (2) 招集の流れは競技開始予定時刻を基準として、次のとおりとする。



(3) 招集の方法

- ア 競技者は、プログラム記載の競技開始予定時刻の30分前から招集所に集合し、15分前までに点呼を受ける。代理は認めない。ただし、2種目重複して出場する競技者については、申し出により対応する。
- イ 点呼を受けた競技者は、競技役員の指示に従い、服装、ゼッケン、スパイク等の確認を受け、整列して誘導を待つ。
- ウ 招集完了時刻に遅れた競技者は、棄権したものとみなし、競技に出場することができない。
- エ リレー種目に出場するチームは、招集開始予定時刻の60分前までに、オーダー用紙に記入し、招集所に提出する(オーダー用紙は事前に配布する。)

4 車いすの検査

- (1) 車いすを使用する競技者は、競技に出場する際に車いすの検査を受け、「車いす検査済証」の交付を受けなければならない。
- (2) 車いす検査は、車いす検査所において競技開始予定時刻60分前から開始する。
- (3) 一度不合格であった場合でも、招集完了時刻までに修理・改善すれば再検査を受けることができ、合格すればその車いすを使って競技に出場することができる。(時間内に検査に合格しなければ、競技に出場することができない。)

5 競技者の服装等

- (1) 競技を行う時は、競技用の服装(ランニングシャツ、トレーニングシャツ等)を使用しなければならない。
- (2) 番号布(ナンバーカード、ゼッケン)は、主催者が交付したものを競技用服装の上衣の胸部および背部につける。また、車いす使用の競技者は競技役員の指示に従い、車いすの見やすい位置に取り付ける。
- (3) 腰ナンバー標識は、両腰(車いす競技者はヘルメットの両側、車いす50m競走に出場する競技者は両腕等)によく見えるように貼り付け、競技役員の確認を受ける。

- (4) 競技の際に使用する靴は、日本陸上競技連盟規則の定めるところによる（競技用靴のピンの長さは9mm以下、走高跳、ソフトボール投およびジャベリックスローは12mm以下とする等）。なお、危険（けが）の予防上、裸足での競技参加は認めない。

6 介助者・伴走者

- (1) 「介助・伴走許可証（ビブス）」の交付を受けた者に限り競技場内に入場することができる。介助者・伴走者の入場を申請できる選手は、競技規則集に定める障がい区分に拠る。その際は、競技開始前に理由を添えて申請し、主催者の許可を受けなければならない。

なお、大会当日の申請については、急遽、介助者を要する事情が発生した場合のみ、介助者の入場を申請できる。ただし、初参加のため「不安がっている」、「緊張している」等、助力行為とみなされる場合の申請は認めない。

- (2) 介助者の服装は運動靴および運動着とし、伴走者の服装は競技者の服装に準ずるものとする。
- (3) 競技役員の指示に従うものとし、競技場内では競技者の競技上有利になるような助言等をしてはならない。また、競技役員から注意・警告を受け、聞き入れない場合は、該当競技者を失格とする。
- (4) 視覚部門の視力0から0.01の障がい区分（区分24）に属する者の50mを除く競争競技では、次のような範囲で伴走者を認める。ただし、伴走者の反則は競技者の反則とする。

ア 1人とする。ただし、フィニッシュラインの50m手前までならば1回に限り交代してもよい。

イ いなかる場合も、伴走者は競技者を引っ張ったり、押して前進させるといった推進を助けるようなことはしてはならない。推進を助けるような行為があった場合、フィニッシュ後に失格となることがある。

ウ 競技者と伴走者は非伸縮性の50cm以内の紐などをもち（競技者と伴走者の間の距離は50cm以内となる）、スタートからゴールまで離してはならない。ただし、転倒などにより一時的に離す事態が生じた場合は除く。

7 競技場への入退場

- (1) 競技場への入退場については、全て競技役員の指示により行う。
- (2) 競技が終了した競技者は、競技補助員により競技終了者待機所まで誘導された後、競技者解散所で解散とする。ただし、1位の入賞者は、競技補助員に競技終了者待機所に誘導された後、表彰者待機所で表彰を受けた後、解散する。

8 競技方法

(1) 競技種目

競技は、トラック競技は競走競技、フィールド競技は跳躍競技および投てき競技とし、種目は別表1のとおりとする。トラック競技の走路順または競技順およびフィールド競技の試技順は、プログラム記載順とする。

(2) 競走競技

ア 50m、100m、200m、400m競走および4×100mリレーは、セパレート・レーンで行う。

イ 800m競走は、第1曲走路のブレイクラインまでセパレート・レーンで行う。

ウ 50mについてはスタンディングスタートのみとする。また、その場合、スターティング・ブロックを使用することはできない。

エ 400m競走までのスタートの指示は、「On your marks : オン・ユア・マークス」（意

味：位置について)、「Set：セット」(意味：用意)の言葉を用いる。800m競走、1500m競走のスタートの指示は、「On your marks：オン・ユア・マークス」(意味：位置について)の言葉を用いる。

オ 聴覚障がい者のスタートは、「On your marks：オン・ユア・マークス」でピストルを肩口に移動し、一方の手でブロックへの移動を促す。「Set：セット」でピストルを保持した腕を地面と平行に前方に伸ばす。この姿勢を保持したまま、ピストルを発射する。スターターの位置は競技者の見えやすい位置とする。

カ トラック競技で他の競技者を妨害した場合は、その競技者を失格とする。この場合において、再レースは行わずレースは成立したものとする。

キ セパレート・レーンで行う視覚障がい者のトラック競技で、伴走者を伴う競技者は、1競技者に2レーンを割り当てる。

ク 視覚障がい者の50m競走に出場する競技者が使用する音源は、ハンドマイクに収納した音響(電子音)を用いる。

ケ リレーの参加区分は身体障がいの部(障がいの種別は問わない)、知的障がいの部および精神障がいの部において、それぞれ男女別で行う。

(3) 跳躍競技

ア 走高跳を除くフィールド競技の試技は、3回までとする。

イ フィールド競技の場合、練習は試技順に1回を原則とする。ただし、競技運営上、練習時間をとらずに直接試技に入ることがある。

ウ 視覚障がい者(障がい区分24・25)の立幅跳については、声や音源による援助は行わない。

エ 走高跳において、表彰組の中で最後の1人となり、1位が決まった場合、バーを上げる高さまたはバーの上げ幅については、審判長が決定する。

(4) 投てき競技

ア 投てきに使用する競技用具は、主催者が用意する。

イ 砲丸投げはローテーションで行い、ジャベリックスロー、ソフトボール投は3回連続して行うものとする。ただし、車いす使用者は、種目に関わらず3回連続して行うが、車いす使用者以外の競技者についても、競技運営の関係上、3回続けて投げる場合がある。

なお、1回の試技時間は、競技役員が投てき用器具を手渡した時点から1分間とする。

ウ 視覚障がい者(障がい区分24・25)の投てき種目については、必要に応じて競技役員または競技補助員が方向を指示する。

(5) 視覚部門の障がい区分24の者は、競技エリアでは光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着しなければならない。アイマスクまたはアイシェードを外すことができるのは、審判が認めたときだけであり、無断で外す(顔から離したりめくったりする行為を含む)ことは認められない。意図的に外したと審判が認めた場合は失格とすることができる。

なお、転倒や接触など意図しない理由でアイマスクまたはアイシェードが外れた場合は、速やかに装着し直すものとし、失格としない。

9 表彰

- (1) 各組単位で、男女・障がい区分・年齢区分毎に1位の競技者にメダルを授与する。
- (2) 表彰式は、各組の競技終了後順次行う。

10 その他

- (1) 競技時間、競技順はすべてプログラム記載のとおりとする。ただし、やむを得ない

事情がある場合は変更することがある。

- (2) 競技場内へは、主催者の許可を受けた者以外は立ち入ることができない。
- (3) トラック競技に出場する競技者の衣服は、スタート準備完了後担当者（競技補助員）が競技終了者待機所へ運ぶこととする。
- (4) 抗議については、記録発表（陸上競技場内に設置した記録速報版への掲示）後、30分以内に競技本部まで申し出ること。その後の抗議は一切受け付けない。
- (5) 荒天時他不測の事態が生じた場合の取扱いは、主催者において別途決定する。